

○農林水産省告示第百六十八号
植物防疫法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十六号）の施行に伴い、及び植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十一條第一項（同法第十五條第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、輸出植物検疫規程及び種馬鈴しよ検疫規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年二月一日

輸出植物検疫規程及び種馬鈴しよ検疫規程の一部を改正する告示

農林水産大臣 野村 哲郎

(種馬鈴しよ検疫規程の一部改正)
 第二条 種馬鈴しよ検疫規程(昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
(標札の掲示) 第五条 規則第三十二条第二項に規定する標札は、種馬鈴しよの植付後直ちに検査を受ける各は場に掲げるものとする。	(標札の掲示) 第五条 規則第三十二条第二項において準用する規則第二十四条第二項に規定する標札は、種馬鈴しよの植付後直ちに検査を受ける各は場に掲げるものとする。

附 則
 この告示は、植物防疫法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。